

美浜町キッチンカー等導入支援事業補助金のご案内

1. 事業の目的

キッチンカー又は移動販売車を導入することにより販路開拓や販売促進、収益力強化等を図る町内の中小企業者への支援

2. 補助対象者

- ・美浜町内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- ・キッチンカー等を導入後3年以上当該事業を継続する意思があること。
- ・町税又は町の使用料等に滞納がないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に該当する暴力団又は暴力団員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下でないこと。
- ・国・県・他の地方公共団体による補助金等の交付を受けないこと。

3. 補助対象経費

キッチンカー等を導入して実施する事業の遂行に必要な下記に定める経費

区分	内容
車両購入費	キッチンカー等として専ら事業の用に供する車両の購入費
車両改造費	キッチンカー等として専ら事業の用に供する車両の改造費 (例)設備設置のための車両改造費、ガス・水道・電気工事費、車両塗装費など
設備導入費	車内で食品の調理、保管、販売等を行うために必要な機械装置・器具備品費用等 (例)コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク等の設備購入費・設置費用など
広告宣伝費	販売促進を行う広告、宣伝活動に要する費用 等 (例)立看板・のぼり等の制作費、メニュー・販促チラシ等の印刷費など
委託料	外部に委託するキッチンカー等開業に必要な費用 等 (例)車両改造設計費用、開業支援に係るコンサルティング費用など

※消費税及び地方消費税相当額、自賠責保険料、自動車重量税、自動車税、印紙代、並びに金融機関等への振込手数料は補助対象経費外

※汎用性があり、目的外での使用が可能となり得るものの経費は対象外

※使用目的が事業の遂行に必要なものであると確認でき、請求書又は支払を証明する書類によってその金額等が確認できるものであること。

4. 補助金額

補助対象経費の1/2以内(上限100万円)

※1,000円未満の端数切捨て

※補助金の交付は、1事業者につき1回限り

5. 申請受付期間

令和6年5月1日～令和6年10月31日 ※予算がなくなり次第終了

6. 申請手続

(1) 申請受付

① 時 間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

② 提 出 先: 美浜町 産業政策課

福井県三方郡美浜町郷市 25-25

電話 (0770) 32-6706

Mail sangyo@town.fukui-mihama.lg.jp

(2) 申請書類

① 交付申請書(様式第1号)

② 添付書類

・事業計画書

・収支予算書

・事業調書

・見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し

7. スケジュール

①	申請の受付
②	確認・審査
③	交付決定
④	事業実施
⑤	実績報告
⑥	完了確認、補助金額の確定
⑦	補助金の請求・支払

※詳しくは、産業政策課までお問い合わせください。

※美浜町ホームページからも申請書をダウンロードしていただけます。

